

# 21世紀を展望した狭山市の

**①事務事業の整理合理化**  
行政の守備範囲に留意し、行政効率・効果・行政関与の必要性、受益と負担の公平確保等を十分勘案しつつ、引き続き事務事業の整理合理化を推進します。

**②事務事業の適正な選択**  
限られた財源の中で、市民サービスの向上を図っていくため、既存の施策の範囲や執行方法の見直しと改善に努めるとともに、複雑多様化す

## I 事務事業の見直し

る行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、市として取り組むべき課題の優先度を配慮した事務事業の適正な選択に努めます。

### ③事務事業の民間等への委託化

民間委託などの実施が適当と考えられる事務事業については、行政責任の確保等が図られることに留意しつつ、積極的に民間等への委託化を推進します。

## II 行政組織・機構の見直し

### ①組織・機構の簡素・合理化

既存の補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率等を十分に精査し、その整理合理化を図るとともに、新規の補助金を確立します。そこでこれらの明確な方針として新たな行財政大綱を策定したものであります。

### ②政策形成・総合調整機能の充実

庁議と政策調整会議の機能を充実し、これと連動した政策担当部門の充実を図るとともに、施策の立案や実施等に係る意思決定が関連部門の密接な連携のもとに総合的に行われ充実を図ることとともに、施策の立案や実施等に係る意思決定が関連部門の密接な連携のもとに総合的に行われ

### ③定員の適正化指針の策定

行政需要の動向や定員の現状把握分析等を勘案しつつ、本市の実態に即した定員の適正化指針を策定します。

## III 定員管理および給与の適正化

### ①定員の現状分析の実施

適正な組織および事務量に対応した適材適所の職員配置を基礎として、「定員モデル」や「類似団体別職員数等を活用し、各部門ごとの職員数の比較を行うなど、定員の現状把握分析に努めます。

### ②定員の適正化方策の実施

定員管理は、事務事業の範囲、財政、事務管理、組織人事管理などとも密接な関係にあることから、これ

狭山市では、「緑と健康で豊かな文化都市」を築くため、さまざまな取り組みを行っています。行財政改革もその一つです。市では、行財政システムの見直しを実施するにあたり、府内組織の行財政改革推進会議および市民12人からなる行財政改革推進委員会にて検討してまいりました。この結果、平成8年度を初年度とする7か年計画の第2次狭山市行財政改革大綱を策定しましたので、その概要を市民の皆さんにお知らせします。

## 第2次行財政改革大綱策定の趣旨

本市では、昭和61年4月に狭山市行財政改革大綱を策定して以後、積極的にその施策の具現化に取り組み、効率的な行政運営を推進してきましたが、その後10年が経過し、この間に国際化・高度情報化・高齢化の進展・環境問題の広がりなど、社会経済情勢は著しく変化するとともに、行政ニーズも更に複雑多様化してきています。一方、現在の本市を取り巻く行政環境は、極めて厳しい状況にあり、財政の効率化はもとより、各種事務事業の推進にあたっては、創意

工夫と見直しに不断の努力を傾注し、社会の変化に対応した効率的な行政運営を行うため、自主的な改革を推進していくことが必要となっています。

## IV 職員の能力開発および給与の適正化

既存の補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率等を十分に精査し、その整理合理化を図るとともに、新規の補助金を確立します。そこでこれらの明確な方針として新たな行財政大綱を策定したものであります。

## V 行政の情報化の推進と行政サービスの向上

また、平成7年7月に地方分権推進法が施行されたことに伴い、来るべき地方分権の時代に対応した簡素で効率的な行政システムを確立することも重要です。そこで、これらの明確な方針として新たな行財政大綱を策定したものであります。

## VI 公共施設の設置および管理運営の適正化

また、平成7年7月に地方分権推進法が施行されたことに伴い、来るべき地方分権の時代に対応した簡素で効率的な行政システムを確立することも重要です。そこで、これらの明確な方針として新たな行財政大綱を策定したものであります。

# 第2次行財政改革大綱を策定

特集

## 施策体系図

